

## 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の抜本改革を求める意見書

自動車は国民の生活必需品であるにも関わらず、取得・保有・走行の各段階で複雑且つ過重な税負担がかけられており、一般財源化による課税根拠の喪失や不条理な二重課税といった多くの課題が残されている。そのため、平成29年度税制改正にて決定された「平成31年度税制改正までに自動車の保有に係わる税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」に沿って、確実な負担軽減措置が講じられなければならない。

日本経済は緩やかに回復基調が続くものの、長期デフレからの脱却、経済好循環の実現に向けて道半ばの状況であり、昨今の通商関係の問題などで不確実性が増しているなか、働く者の可処分所得が伸び悩んでおり、持続可能な成長に向けて正念場を迎えている。

自動車は地方における生活の重要な足であり、自動車産業は地方の経済や雇用を支える屋台骨であること、加えて、高齢化社会においても、誰もが自由で安全な移動を享受するためには、最新技術が搭載された自動車が社会に普及することが不可欠である。

自動車関係諸税の抜本改革は、国民の生活減税を図り、地方経済の活性化につながるための喫緊の課題であると考えます。

以上を踏まえ、国及び政府に対し、平成31年度税制改正において、自動車に係る税の負担軽減につながる自動車関係諸税の抜本改革の実現を強く要望する。

### 記

#### 1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること

- ①当分の間、自動車重量税の税率を廃止すること
- ②自動車税・軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずること
- ③環境性能割は、情勢変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること

#### 2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること

- ①「当分の間として措置される税率」を廃止すること

②複雑な燃料課税を簡素化すること

③タックス・オン・タックス（二重課税）を解消すること

3. 自動車関係諸税の見直しにより減収となる地方税については、国が財源補てんを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年10月3日

大分県中津市議会

【提出先】

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
総務大臣	石田	真敏	様
財務大臣	麻生	太郎	様
経済産業大臣	世耕	弘成	様
国土交通大臣	石井	啓一	様
環境大臣	原田	義昭	様